

★研修管理システム 研修評価の流れ 【指導医】

※機構専攻医研修管理システム（以下 研修管理システム）の利用には、日本集中治療医学会への会員登録が必須となります。また評価者（統括責任者・実施責任者・指導医）の先生も、評価にあたって学会会員管理システムから「研修管理システム」にアクセスする必要があります。会員であるのに研修管理システムにアクセスできないなどありましたら学会事務局（sys_icu_training@jsicm.org）にご連絡ください。

I. 指導医の登録情報について

(1) 専門研修施設において、専攻医の症例レポートなどを評価するためには、評価者は指導医の要件を満たしている必要があります。

※評価者：統括責任者・実施責任者・指導医の役割を持つ集中治療科専門医
統括責任者もしくは研修実施責任者が、所属する専門医が以下2点のいずれかの要件を満たしていることを確認し、評価可能な指導医として登録します。

1) 集中治療科専門医取得後、最低1度の更新を経た者

2) 集中治療室で5年以上の診療経験があり、集中治療科専門医取得後3年以上経た者

(2) 研修協力施設においては、研修協力施設の実施責任者が、集中治療科専門医を指導医として登録します。

(3) 研修管理システムへの指導医としての登録・削除は、施設の統括責任者・実施責任者が行います。登録後に指導医は研修管理システムへログインが可能となります。評価を行う者としての資格があるにも関わらず、研修管理システムに登録されていない際は施設の統括責任者、もしくは実施責任者へご相談ください。

異動・退職の際には、統括責任者、実施責任者より状態を「異動済み」もしくは「削除」に変更いただきます。「異動済み」の状態では、研修管理システムへのログイン、専攻医の申請に対する評価が可能です。「削除」に変更されると、研修管理システムへのログインが不可となり、専攻医の申請に対する評価ができなくなります。

ただし、原則として指導医が施設を異動・退職された場合には、異動・退職時点で未対応の評価は、施設の統括責任者、実施責任者、後任の指導医での対応をお願いいたします。

(4) 研修管理システムからの通知メールは、会員管理システムに登録いただいているメールアドレス宛に配信されます。

※会員管理システムに登録いただいている以外のメールアドレスの登録機能を実装予定です。機能実装後、メールアドレスの使い分けが必要な方は、「登録情報の確認・変更」画面から、研修管理システム用のメールアドレスの登録をお願いいたします。なお、研修管理システムからの通知メールの宛先として設定できるメールアドレスは1つのみです。

II. 所属専攻医一覧

自身が在籍する施設に所属する専攻医は、指導医メニューの「所属専攻医一覧」を選択することで、確認できます。

※現在、指導医として複数の施設に登録されている場合、自身が登録されている全施設の専攻医が表示されます。追って、自身が在籍する施設に所属する専攻医のみの表示への改修を予定しております。

III. 専攻医からの症例の登録について

(1) 専攻医からの評価依頼

専攻医が症例レポートおよび経験症例の登録を行う際に、同時に評価を依頼する指導医を指名します。研修管理システム上では「評価依頼」としてタスクが表示されますので、以下の点に注意して「承認」もしくは「差し戻し」を行なってください。

- 1) 研修開始申請日以降に処置をした症例、受持った症例が登録可能です。※施設の異動による在籍空白期間、休止申請期間は研修期間外となりますので、その期間に処置をした症例、受持った症例の登録は不可となります。
- 2) 症例登録で専攻医は施設で設定された患者 ID を登録します。患者 ID は個人情報保護のため、研修管理システムへ登録の際に暗号化しておりますので、対象の患者の確認は、専攻医本人への確認が必要となります。
- 3) 原則として一症例に対して一人の専攻医が受け持つことを想定しております。したがって、一症例に対して「症例レポート」を作成できるのは 1 件のみとしています。一症例について、「経験症例」としての登録は最大 3 項目までが可能です。
ただし、登録する「経験症例」の項目が「病態」に該当する場合、「病態」は一症例に対して最大 1 件までの登録となり、他の「病態」に該当する項目での登録は不可としています。
「経験症例」の「手技」に該当する項目は「病態」と並行して登録する場合、一症例について 2 件の登録が可能です。
「経験症例」の「手技」に該当する項目のみの登録であれば、一症例について 3 件の登録が可能です。
- 4) 登録した症例が、既に登録された症例と重複がある場合、重複アラートが表示されます。施設の研修実施責任者が承認可否の最終判断をします。
- 5) 症例レポート、経験症例の記載内容に問題がなければ、患者が入院していた施設の実施責任者を選択して「承認」をしてください。承認された登録内容は研修実施責任者へ報告されます。何らかの問題があれば、「差し戻し」としてください。差し戻しは、登録した「専攻医」へ戻されます。コメント欄に必ず差し戻しを行う理由を記載してください。

6) 統括責任者による最終承認作業まで終えている症例を削除・変更するには、学会事務局にて操作が必要になりますので学会事務局 (sys_icu_training@jsicm.org) までご連絡ください。

(2) 他施設の専攻医からの経験症例の評価依頼

専攻医は、所属する研修施設での経験だけでなく、他の専門研修施設、研修協力施設での経験症例についても、登録が可能です。

専攻医が他施設での経験症例を登録した場合、他施設の指導医・実施責任者・統括責任者まで承認された後、専攻医が所属する施設の統括責任者に最終承認の依頼が届きます。

そのため、他施設の専攻医の承認依頼が届くことがあります。承認もれがないようご注意ください。

(3) 施設を異動した専攻医からの評価依頼

原則として症例レポートは、専攻医が所属する研修施設での症例のみ登録が可能です。

専攻医が施設を異動した場合は、専攻医が異動前の施設に所属していた期間の症例レポート・経験症例については異動前の施設の指導医・実施責任者・統括責任者で承認した後、専攻医が現在所属する施設の統括責任者に最終承認依頼が届きます。

★その他の機能について

・ 専攻医の施設の異動登録、研修の休止登録、指導医、実施責任者の異動登録について、研修管理システムへの実装を予定しております。実装次第、ご案内を追加いたします。(6月以降の実装を予定しております)

・ 専攻医の症例登録以外の研修要件の管理についても、研修管理システム内での管理を予定しております。

実装次第、ご案内を追加いたします。(6月以降の実装を予定しております)